平成２７年（フ）第５５３号
神戸市中央区下山手通８丁目16番20―522号、従前の住所神戸市須磨区清水台１番地の９アルテピアⅢ番街１―211号
債務者　大本　栄児
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７３１号
神戸市中央区旗塚通１丁目１番20号
債務者　入江　健一
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７５３号
神戸市垂水区五色山４丁目６番４号
債務者　近田　秀昭
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６０号
山口県岩国市錦見７丁目８番21号
債務者　中務　侑季
1　決定年月日時　平成27年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第２５９号
名古屋市千種区南明町１丁目59番地の２
債務者　村田　裕俊
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１３号
青森県弘前市大字石川字石川144番地７
債務者　端村　貴広
1　決定年月日時　平成27年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１２２号
青森県弘前市大字門外３丁目６番地27
債務者　西沢　香澄
1　決定年月日時　平成27年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１２６号
青森県平川市新山柳田83番地３
債務者　船木　勝雄
1　決定年月日時　平成27年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１３２号
青森県青森市浪岡大字浪岡字平野206番地11
債務者　齋藤　悦子
1　決定年月日時　平成27年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１６１号
神奈川県横須賀市大矢部４丁目19番３号　Ｋハイツ
債務者　長谷川美千枝
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第４３３号
神奈川県小田原市寿町４丁目２番10―103号　ハイツ寿
債務者　平野之婦子
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３９２号
千葉県野田市宮崎80番地の７　市営住宅宮崎西団地２号棟303号
債務者　入部　　舞（旧姓戸室）
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４１６号
千葉県松戸市小金原４丁目29番地の４　栗ケ沢21―304号
債務者　佐藤ミヤコ（旧姓三宅）
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４６２号
千葉県我孫子市並木９丁目19番６号（101号）　エスポワール我孫子Ｂ棟
債務者　川瀬　　光
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４６８号
千葉県松戸市二十世紀が丘美野里町25番地　ビューパレス美野里306号
債務者　島田　　徹
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４７６号
千葉県柏市北柏５丁目２番地16　ジュネパレス柏第76―201号
債務者　藤尾　親一
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４７９号
千葉県我孫子市柴崎台４丁目２番18号（102号）　スカイハイツミヤコ
債務者　山崎　祐治
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部